

平成 24 年 4 月 17 日第 1 回企画検討会資料

## 労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針 (平成 24 年度)

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

平成 24 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

### 1 各検討会におけるリスク評価

#### (1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

##### ① リスク評価に係る方針の策定

24 年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

##### ② リスク評価対象物質の選定

リスク評価対象物質の選定作業を平成 24 年夏頃までに実施することにより、平成 24 年 12 月までに告示が発出される平成 25 年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

また、リスク評価対象物質の選定については、他の制度等と連携したリスク評価の推進のための対象物質選定方法についての検討を行う。

がん原性試験に関連して、長期試験終了物質「吸入試験：メチルアミン」、「経口投与試験：ジフェニルアミン」の有害性評価小検討会評価結果（下記（2）①参照）を踏まえた今後の対策の進め方について検討する。さらに、国によるがん原性試験の実施に当たり、25 年度にフィージビリティテストの実施が必要な物質の選定を行う。

##### ③ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

#### (2) 化学物質のリスク評価検討会

平成 23 年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価 5 物質、初期評価 5 物質）につい

て、平成24年6月末を目処に「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書（案）（平成23年度）」をとりまとめる。

また、ナノマテリアル（酸化チタン外）については、有害性評価の検討を進めると共に、関係省庁、関係業界団体とも情報を密にし、ばく露実態調査（酸化チタン）を行う。

2つの小検討会においては、以下の検討を行う。

#### ① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、今後、初期リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、発がん以外の有害性から選定した物質の一次評価値について引き続き検討を行う。

また、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：メチルアミン」、  
「経口試験：3-アミノフェノール」）の結果について評価を実施する。

#### ② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、平成23年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価5物質、初期評価5物質）の結果の評価を実施する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

#### 3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成24年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」（平成23年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価）を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行う。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、必要に応じ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）に関連する技術的検討を行う。

#### 3 リスク評価にかかる情報提供等の推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、意見交換やパンフレットの作成などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。

## 平成 24 年度のリスクコミュニケーションの進め方

リスクコミュニケーション（以下「リスコミ」という。）は、単に国が決めたリスク低減措置について一方的に説明を行い、その内容に理解を求めるものではなく、リスク評価の開始からリスク低減措置の導入に至る各段階において、利害関係者の双方向の情報交換や対話を通じて、相互理解を促進し、適正なリスク低減措置をとりまとめ、措置の円滑な導入を図ることを目的としている。

このことから、平成 24 年度においても、引き続き、双方向の意見交換の促進を基本にリスコミを実施することとし、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施するとともに、意見交換会を開催することとする。

### 1 パブリックコメント

#### (1) 実施時期

国におけるリスク評価において、対象物質の追加選定、リスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入等が予定されていることから、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施する。

#### (2) 実施方法

パブリックコメントの実施にあたっては、専門家による検討会等における検討結果等の情報提供を併せて行う。また、パブリックコメントの実施について、関係事業者団体等への周知を行い、意見の提出の機会が確保されるよう配慮するとともに、ここで示された疑問、意見等に丁寧に対応する。

### 2 意見交換会

#### (1) 開催時期

リスク評価結果を踏まえた健康障害防止措置の検討に当たって、関係者の意見を幅広く反映させる観点から、以下のタイミングでリスコミを開催することとする。

- ① リスク評価の結果の公表後 2回
- ② 健康障害防止措置案のパブリックコメントの開始直前 1回

#### (2) 開催要領（効率的・効果的な開催方策）

平成 23 年度の 3 回の会合は一般募集型の国のリスク評価全般の説明を目的とするリスコミとして、これに関する講演者の説明の後、事前又は当日参加者から募集した質問・意見に応える形で、パネルディスカッションを行い、意見交換を実施した。

平成 24 年度においては、以下の点に留意し、効率的かつ効果的な開催に努めることとする。

○ 参加者の募集

- ・ 地方開催については、特に参加者への周知が必要であり、「全国産業安全衛生大会」や「日本産業衛生学会」等に開催情報を提供するとともに、消費者団体等幅広く情報提供することを考慮。

○ 開催地及びテーマの設定

- ・ テーマ毎に参加者の利便性を考慮した開催地を選定することが重要。
- ・ 平成 24 年度においても、地方の事業者の参加が容易なよう、東京の他、主要地方都市での開催を検討。
- ・ 関係事業者の参集しやすい場所、機会に開催することを考慮。

○ 会合の持ち方

- ・ 開催時間は、最大でも現在実施しているリスコミ時間（全体 3 時間、意見交換 1.5 時間）とすることが妥当。
- ・ 意見交換の方式は、参加者から当日募集した質問・意見に応える形で、パネルディスカッションを行う現行方式が有効。出席者から、意見・質問が出しやすいよう、あらかじめ質問・意見提出用シートを配付する方式が適当。
- ・ 参集者についても、100 名程度の会合が適当。

(3) その他

リスクコミュニケーションの普及促進の観点から、国は事業者、業界団体にリスコミの開催を呼びかけるとともに、事業者等の主催するリスコミへの講師派遣、資料提供等を行うなどして、連携の強化を図ることとする。

また、国はリスコミにかかる PDCA（Plan・Do・Check・Act）サイクルを成立させるため、リスコミの事業評価を行う必要がある。評価手法の一つとして、リスコミ会合参加者へのアンケートを行っているが、次年度においても、アンケートやパネラーへのインタビュー等の結果を踏まえ、ニーズにマッチした効率的・効果的な開催を行うこととする。

### 3 パンフレット

リスク対象物質の周知やリスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入に当たっては、その趣旨をパンフレット等に記載し、相互理解を促進するとともに、意見交換会で特に質問、意見が多かった議題、案件については、制度改正を説明するパンフレットに Q & A を掲載し、改定等の際に更新する等、情報提供の方法を工夫することが必要である。